



令和2年 1月22日(水)
(2020年)

No. 15095 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆近時の裁判例にみるサポート要件の考え方(上) (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (9)

近時の裁判例にみる サポート要件の考え方(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・弁理士 高見 憲

1 はじめに

特許法36条6項は、「特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。」と規定し、1号として、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。」を挙げている。この特許法36条6項1号の要件は、実務上、サポート要件と呼ばれている。

サポート要件の沿革は、以下のとおりである¹⁾。

現行特許法(昭和34年特許法)の制定時には、36条5項に、「第2項第4号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。」と規定されていた。昭和62年特許法改正により、下線部が独立した36条4項1号として規定され、平成2年特許法改正により、36条5項1号に条項番号が変更され、更に平成6年特許法改正により、36条6項1

M&m[®]
MIYOSHI & MIYOSHI

三好内外国特許事務所

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

www.miyoshipat.co.jp

東京 虎ノ門

会長 弁理士 三好 秀和
副会長 知的財産フロンティア研究所 所長 弁理士 高橋 俊一
所長 兼 CEO 弁理士 伊藤 正和
副所長 兼 COO 弁理士 高松 俊雄
副所長 弁理士 豊岡 静男
知的財産戦略研究所 理事長 弁理士 澤井 敬史
グローバル知的財産センター センター長 弁理士 原 裕子
所長代理 弁理士 廣瀬 文雄

京都

所員数 約200名
在籍弁理士 50名
弁理士 橋本 浩幸
弁理士 河原 正子
弁理士 工藤 理恵
弁理士 松本 隆芳
弁理士 森 太士
弁理士 渡邊富美子
弁理士 西澤 一生
弁理士 大淵 一志
特別相談役 弁理士 寺山 啓進
顧問 兼 専任 弁理士 桜井 隆
弁理士 須永 浩子
弁理士 木村 達哉

細川 覚
堀 雅
池田 清志
(中小企業診断士)
松波 太郎
大森 拓
山本 光紀
山本 信彦
高島 信彦
安藤 直行
洞井 美穂
望月 重樹
古岩 信嗣
山本 貴士

弁理士 魚路恵里子
顧問 弁理士 宮崎 智弘
弁理士 山ノ下勝広
弁理士 安立 卓司
顧問 兼 専任 弁理士 安原 二良
弁理士 山中 裕子
弁理士 橋元 成央
顧問 兼 専任 弁理士 中村 富代
弁理士 栗原 康浩
弁理士 鈴木 吉治
弁理士 山本 哲朗

顧問 弁理士 松永 宣行
顧問 兼 専任 弁理士 鹿又 弘子
顧問 兼 専任 弁理士 大坂 雅浩
顧問 兼 専任 弁理士 辻 徹二
顧問 兼 専任 弁理士 奥山 雄毅
顧問 兼 専任 弁理士 ババット・ヴィニット
中国弁理士 鍾 晶
(Zhong Jin)
知的財産戦略研究所 所長 顧問 兼 専任 弁理士 棚橋 祐治